地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月二十四日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百七十八号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第二項、第三項及び第六項並びに地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下この条において「協定」という。）、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」を「二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」に改める。

附　則

この政令は、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書がスイス連邦について効力を生ずる日から施行する。

総務大臣　武田　良太

内閣総理大臣　菅　義偉

住宅宅地債券令及び沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月二十四日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百七十九号

住宅宅地債券令及び沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十七条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

（住宅宅地債券令の一部改正）

第一条　住宅宅地債券令（昭和三十八年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「にその」を「に、その」に、「及び住所並びに主務省令で定める事項を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければ」を「並びにその氏名又は名称及び住所並びに主務省令で定める事項を記載しなければ」に改める。

（沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正）

第二条　沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の四第一項中「にその」を「に、その」に、「及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければ」を「並びにその氏名又は名称及び住所並びに主務省令で定める事項を記載しなければ」に改める。

附　則

この政令は、令和三年一月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉

財務大臣　麻生　太郎

社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月二十四日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百八十号

社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百六条の八から第百六条の十まで、同法第百六条の十一第四項の規定により読み替えられた生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十五条第一項第一号並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百二十二条の二第一項及び第二項、第百二十九条第二項、第百四十七条第一項第二号並びに第百四十八条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（社会福祉法施行令の一部改正）

第一条　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第二十四条」を「第三十二条」に改める。

第二十五条を第三十三条とし、第二十四条を第三十二条とし、第二十三条の二を第二十四条とし、同条の次に次の七条を加える。

（重層的支援体制整備事業に要する費用に関する国の交付金の交付）

第二十五条　法第百六条の八の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して行う交付金の交付は、毎年度、次条（第二項を除く。）の規定により算定した当該年度における重層的支援体制整備事業に要する費用について行うものとする。

（重層的支援体制整備事業に要する費用の算定方法）

第二十六条　法第百六条の八第一号及び第二号に規定する重層的支援体制整備事業として行う法第百六条の四第二項第三号イに掲げる事業に要する費用の額は、市町村の重層的支援体制整備事業を実施する年度（以下この条において「実施年度」という。）における同号に掲げる事業に要する費用の総額（第三項第二号及び第五項第二号において「実施年度第三号事業総事業費」という。）に、当該市町村の重層的支援体制整備事業を開始する年度の前々年度（以下この条において「基準年度」という。）における法第百六条の四第二項第三号イに掲げる事業に要した費用の額を当該市町村の基準年度における同号に掲げる事業に要した費用の総額（第三項第二号及び第五項第二号において「基準年度第三号事業総事業費」という。）で除して得た率を乗じて得た額を基礎として、厚生労働大臣が定める方法により算定するものとする。

2　法第百六条の八第二号に掲げる額は、市町村の実施年度において交付される第三十一条第二項の規定により読み替えられた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）第一条の三第二項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業普通調整交付金及び介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額の合算額に、当該市町村の実施年度における前項の規定により算定した額を当該市町村の実施年度における介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。第八項において同じ。）に要する費用の額で除して得た率を乗じて算定するものとする。